

勤務先の皆様へ ストーカー被害から従業員を守るために

背景

- 昨今、警察へのストーカー被害の相談は高止まりしています。
- 警察では、ストーカー被害者の安全確保に努めていますが、最近では、自宅等ではなく、**勤務先において被害に遭うケース**もみられ、警察がストーカー被害者を守るためには、被害者の勤務先関係者の皆様の協力が必要です。

ストーカー規制法の改正

- こうした中、ストーカー規制法（ストーカー行為等の規制等に関する法律）が改正され、令和7年12月30日から、**ストーカー被害者を雇用する者に対し、ストーカー被害者に対する援助が努力義務化**されることとなりました。
- この改正は、勤務先に具体的な措置を義務付けるものではなく、警察がストーカー被害者の安全確保をより効果的に行えるようにするもので、勤務先の安全性も一層高まることから、**勤務先において被害を知った場合、勤務先で抱え込みず、ぜひ警察との連携をお願いします。**

具体的な警察との連携の内容

- ▶ 従業員の被害を知った場合、**速やかに警察へ通報**すること
- ▶ 被害に遭っている従業員から助けを求められた場合、**警察に引き継ぐまで一時的に保護**すること
- ▶ 被害に遭っている従業員の**氏名等の情報管理**に配慮すること
- ▶ 従業員の**勤務店舗の異動等、勤務形態**に配慮すること

被害を知ったら、警察にご相談ください

- 緊急の場合は、**110番に通報してください**。警察官が迅速に駆けつけます。
- 対応に迷われる場合、最寄りの警察署の代表電話からご相談ください。ストーカー被害に精通した担当者が丁寧に対応します。
- これらの通報や相談については、警察では、確実に組織内で共有した上で、被害者の安全確保に当たります。安心して相談してください。
- 被害者を守るため、上記について、御協力をお願いします。